

令和8年度予算

性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進関係経費に関する資料

- ・ 内閣官房 1P～
- ・ 内閣府 3P～
- ・ 総務省 4P～
- ・ 法務省 5P～
- ・ 文部科学省 6P～
- ・ 厚生労働省 10P～

性的指向・ジェンダーアイデンティティの多様性に関する啓発経費（内閣官房内閣人事局）

令和8年度予算額 132万円（令和7年度予算額100万円）
（公務部門における多様な人材の確保の推進に係る経費の内数）

事業概要・目的

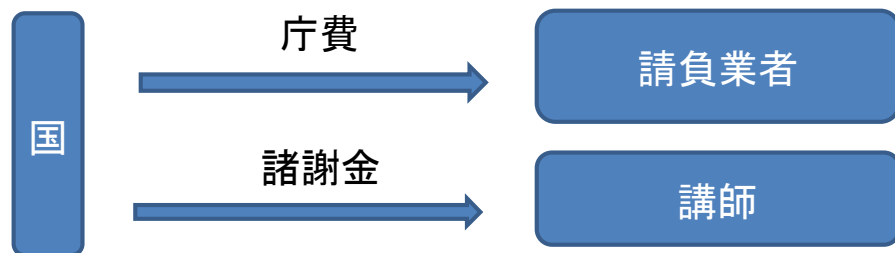
- 社会全体を通して、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解が必ずしも十分でない現状が問題となっている。
- 公務における性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解の促進は、ハラスメント防止の観点や、多様な人材を活かすダイバーシティの促進の観点からも必要な取組として進めてきたところ。
- 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律も踏まえ、各府省等における一層の理解促進に資するよう、各府省等の人事担当者・ハラスメント担当者などに対し、引き続き性的指向・ジェンダーアイデンティティの多様性に関する基礎知識等を習得するための機会の提供等が必要である。

事業イメージ・具体例

○ 勉強会の開催等

各府省等の人事担当者・ハラスメント担当を含む全職員を対象に、基礎知識等を習得するための勉強会を開催する。

資金の流れ



期待される効果

性的指向・ジェンダーアイデンティティの多様性に関する基礎知識等の習得等により、ハラスメントの防止、多様な人材を活かすダイバーシティを促進する。

新任幹部職員等向けハラスメント防止のための「eラーニング」 (内閣官房内閣人事局)

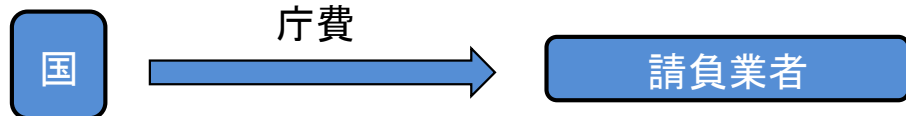
令和8年度予算額 0.03億円

(令和7年度予算額 0.03億円)

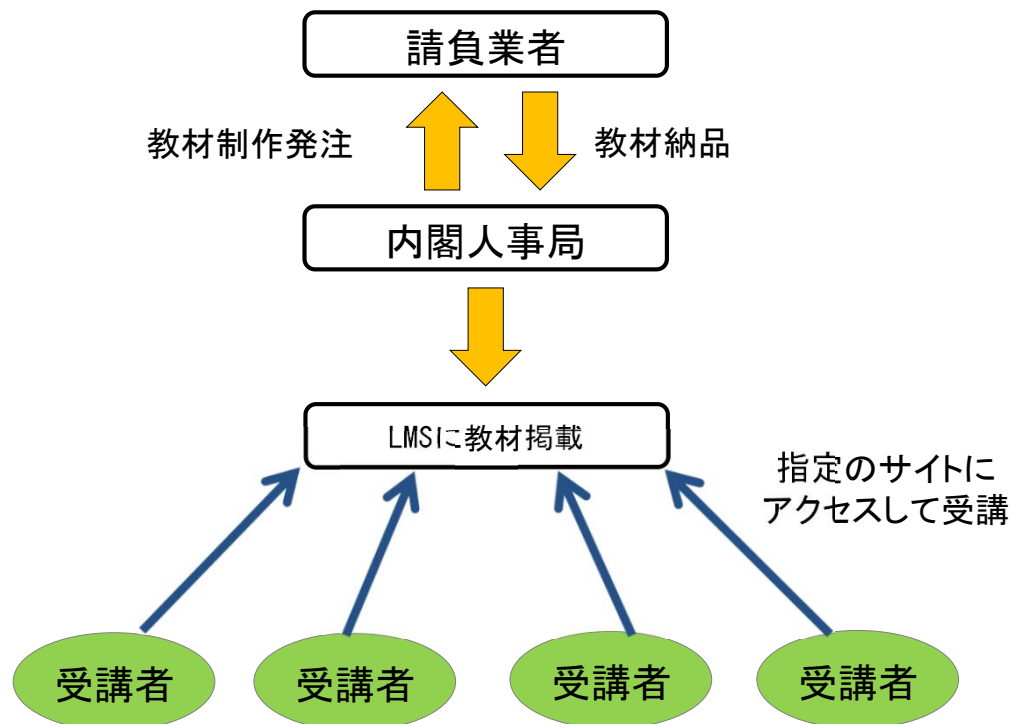
事業概要・目的

- メディアと行政の間でセクシュアル・ハラスメント事案が発生したことを踏まえ、平成30年6月12日に「第7回すべての女性が輝く社会づくり本部」が開催され、「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～」が決定し、平成31年4月から、各省各庁の長が行うセクハラ防止のための研修について、新たに幹部職員等になった職員に対しての研修が義務化されました。また、令和2年6月に施行された人事院規則10-16 (パワー・ハラスメントの防止) においても、新たに幹部職員等になった職員に対して、各省各庁において研修実施とされており、その取組等に必要な経費を要求するものです。
- 職場 (職務に従事する場所) におけるセクシュアル・ハラスメント等のハラスメント防止のための「eラーニング」は、各省各庁が実施する研修を受講できなかった、各府省等の新任幹部職員及び新任課長級職員等に対して実施し、幹部職員全員の確実な研修受講を期すこととします。

資金の流れ



事業イメージ・具体例



期待される効果

- 新任幹部級職員及び新任課長級職員等が、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントといったハラスメントの防止や問題が生じた場合の対処に関して、果たすべき役割と責任に対する理解を深めることにより、制度等の周知・徹底を図ることができます。

性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進経費（内閣府政策統括官（共生・共助担当））

令和8年度予算額 0.5億円（令和7年度予算額 0.5億円）

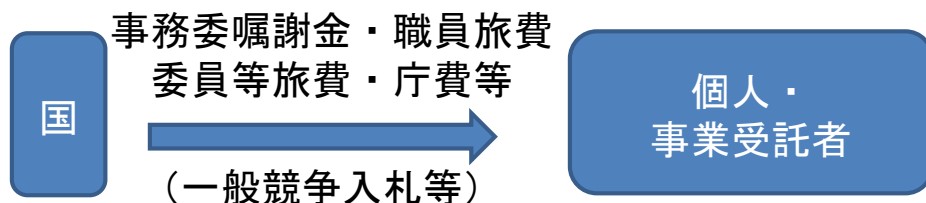
事業概要・目的

- 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）第4条では、「国は…性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする」とされています。
具体的には、知識の着実な普及、相談体制の整備その他の必要な施策を実施することとされています。
- 政府（国）は、施策の実施の状況の公表（第7条）、基本計画の策定（第8条）、学術研究等の推進（第9条）、性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議の設置（第11条）、指針の策定（第12条）を実施することとされています。

事業イメージ・具体例

- 政策立案等経費
有識者へのヒアリングを実施するなど、理解増進に係る基本計画の策定等に向けた検討を行います。
- 学術研究等推進経費
地方公共団体における効果的な理解増進施策の在り方についての研究を実施するとともに、知識普及等に活用可能なコンテンツ（冊子等）を作成します。
- 知識普及等経費
性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を取り巻く課題や理解増進施策の基本的な考え方について解説するパンフレットや動画等の広報用コンテンツを作成するとともに、地域ブロック別の説明会を開催します。

資金の流れ



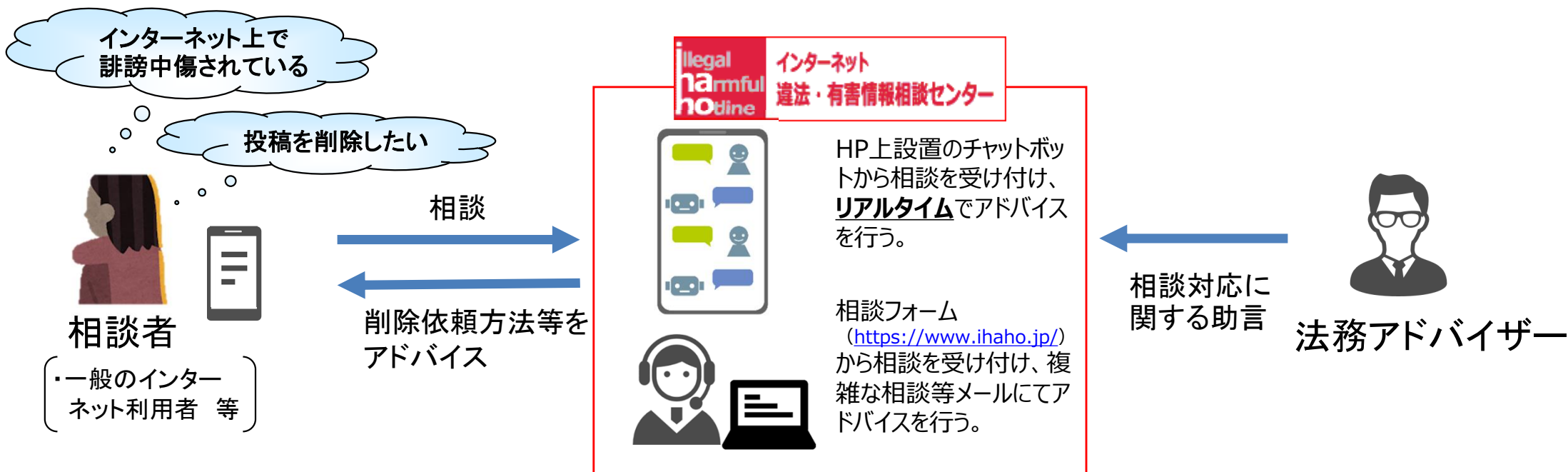
期待される効果

性的指向・ジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神が涵養され、もって当該多様性に寛容な社会の実現に資することが期待されます。

インターネット上の違法・有害情報対応相談業務等請負

令和8年度予算額:420百万円の内数
(令和7年度予算額:420百万円の内数)

- インターネット上に流通した情報による被害に係る一般利用者などからの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についての的確なアドバイス等を行う「違法・有害情報相談センター」を平成21年度より総務省事業として設置・運営。



(参考)インターネット上の違法・有害情報の分類

1.権利侵害情報

- ・○○はセクハラをしている(名誉毀損)
- ・音楽ファイル(著作権侵害)

3.公序良俗に反する情報

- ・人の尊厳を害する情報(殺害画像、死体画像等)
- ・自殺を誘引する書き込み

2.その他の違法情報

- ・児童ポルノ・おいせつ物
- ・麻薬売買の広告

4.青少年に有害な情報

- ・アダルト、出会い系サイト
- ・暴力的表現

法務省の人権擁護機関における「性的マイノリティ」に関する人権擁護活動

人権啓発活動

○ 18ある啓発活動強調事項の一つとして「性的マイノリティに関する偏見や差別をなくそう」を掲げ、人権啓発活動を実施

○ 人権啓発動画を作成、YouTube法務省チャンネルで配信

- ・「あなたがあなたらしく生きるために 性的マイノリティと人権」
性的マイノリティ当事者の事例を題材に、こどもの問題や職場の人権問題等について解説した人権啓発動画
(平成27年度作成) ※ 閲覧再生回数 約276万回

○ リーフレット・DVDを作成、配布

- ・「企業と人権～職場からつくる人権尊重社会～」
性的マイノリティをめぐる問題やハラスメントといった職場の人権問題について解説した人権啓発冊子、DVD
(平成29年度作成)

○ Myじんけん宣言（性的マイノリティ編）特設サイトの本格運用（令和5年7月～）

- ・「Myじんけん宣言（※）」に「性的マイノリティ編」特設サイトを開設・運用
性的マイノリティの方々に配慮した様々な取組を進めている企業等に、その内容を公表していただくことにより、同様の取組を行う方々に参考としていただくとともに、一般の方々にも幅広く御覧いただくことで、多様性と包摂性のある社会の実現を目指すことを目的としてサイトを開設・運用
令和5年7月の司法外交閣僚フォーラムで取組を国際社会に向けて発信

(R8.4.9現在の掲載企業 14社)

- ・ANAホールディングス株式会社 ・サントリーホールディングス株式会社
- ・積水ハウス株式会社 ・トヨタ自動車株式会社
- ・日本IBM株式会社 ・一般社団法人日本経済団体連合会
- ・日本テレビホールディングス株式会社 ・株式会社ファミリーマート
- ・株式会社みずほフィナンシャルグループ ・ソフトバンク株式会社
- ・株式会社ペンシル ・株式会社熊谷組 ・北海道コカ・コーラボトリング株式会社
- ・西日本ビジネス印刷株式会社

※「Myじんけん宣言」

人権を尊重する行動をとることを宣言することによって、誰もが人権を尊重し合う社会の実現を目指して立ち上げられた投稿型のコンテンツ

○ 人権擁護委員や地方公務員等に対する研修において性的マイノリティに関する講義の実施

人権相談

法務局又は特設の人権相談所において、法務局職員や人権擁護委員が、性的マイノリティの方々からの人権相談を含む各種人権相談を実施。
電話やメール、チャットによる相談も可能

人権侵犯事件の調査救済

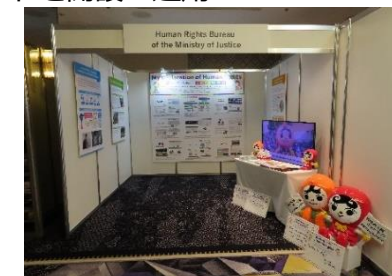
人権相談等を通じて、性的マイノリティの方々に関する事案を含め、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を実施



平成27年度作成動画



平成29年度作成DVD



司法外交閣僚フォーラムにおける
展示ブース

背景・課題

①「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の制定（平成12年12月）

→ 国、地方公共団体及び国民の責務の明確化と必要な措置の規定により、人権教育及び人権啓発の施策を推進。

②「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」の策定（令和7年6月）

→ 「指導方法の改善を図るため、効果的な教育実践や学習教材などについて情報収集や調査研究を行い、アーカイブを活用するなどして、その成果を学校等に提供する」旨決定。

③個別的人権課題に関する立法等

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（平成28年6月）、「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成28年12月）、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（平成31年4月）、「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話」（令和元年7月）、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年5月）、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（令和5年6月）、「子ども大綱」（令和5年12月）、「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」（令和6年12月）等

→ 個別の各人権課題に関する適切な教育の実施が必要。

【参考】骨太方針2025（抜粋）

- ・ アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現
- ・ インターネット上の人権侵害への対策強化
- ・ 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性について、理解増進法に基づく施策を推進
- ・ 困難な問題を抱える女性の支援
- ・ 子ども・若者の意見反映・社会参画を推進

事業内容

基本的人権の尊重の精神を高め、一人一人を大切にされた教育を推進する観点から、以下の事業等を総合的に実施し、学校教育における人権教育の開発を進める。

1. 学校における人権教育の在り方等に関する調査研究【事務費】

5百万円（5百万円）

学校における人権教育の在り方等について調査研究を行い、その成果の普及を図る。これまでに、「人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ]」（平成20年3月）、「人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ] 補足資料」（令和3年3月作成、6年3月改訂）等を作成。

2. 人権教育研究推進事業【委託事業】

26百万円（26百万円）

- ①人権教育総合推進地域事業：学校、家庭、地域社会が一体となった教育上の総合的な取組を都道府県教育委員会等との連携・協力の下で推進し、基本的人権尊重の精神を高め、一人一人を大切にされた教育の充実に資することを目的として、実践的な研究を行う。
- ②人権教育研究指定校事業：学校における人権教育に関する指導方法の改善及び充実に資することを目的として、モデル校を指定し、実践的な研究を行う。
- ③人権教育アーカイブの整備：人権教育の充実に資する事例等を収集・集約・発信するための機能を有した「人権教育アーカイブ」の充実に資する。

対象
校種

幼稚園、幼保連携型認定子ども園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校

委託先

①都道府県・指定都市教育委員会、②都道府県・指定都市教育委員会、附属学校を設置する国立大学法人もしくは公立大学法人又は私立学校を設置する学校法人、③日本国内で法人格を有する団体

箇所数
単価
期間

①7地域、②35校、③1団体
①74万円/地域、②30万円/校、③990万円/団体
①、②、③1年

委託
対象経費

①、②教育研究、成果の普及・啓発に必要な経費（諸謝金、旅費、印刷製本費等）③HPの構築・運用等に必要な経費（人件費等）

（担当：初等中等教育局児童生徒課）

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実

令和8年度予算額
(前年度予算額)

88億円
86億円)



文部科学省

- ◆「チーム学校」の考えの下、教師とSC・SSWの連携・協働による**学校における支援体制の充実**
- ◆教育委員会による**SNS等を活用した相談体制等の充実**や、課題に応じた**地域の関係機関等との連携促進**
- ◆不登校支援の核となる**教育支援センターへの配置の充実**及び、スーパーバイザーの指導・助言による**SC・SSWの支援の質の向上**

スクールカウンセラー等活用事業

令和8年度予算額 6,350百万円
(前年度予算額 6,212百万円)
事業開始年度：H7～(委託)、H13～(補助)

- ・児童の**心理**に関する支援に従事(学教法施行規則)
- ・公認心理師、臨床心理士等

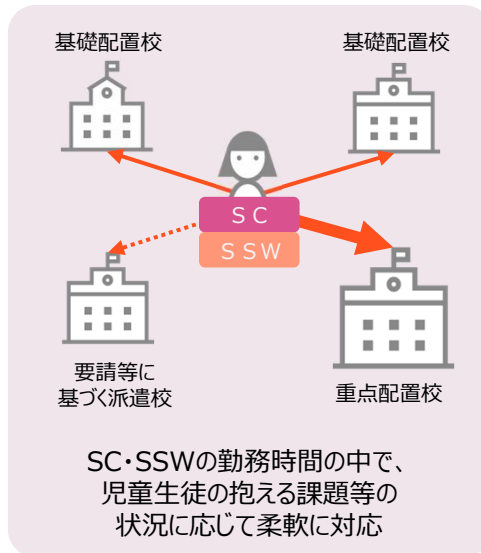
- 基礎配置 全公立小中学校 (4時間/週)
- 重点配置 **11,300校** (+4時間/週)
 - いじめ・不登校対策 : 7,000校
 - 虐待対策 : 2,000校
 - 貧困対策 : 2,300校
- **教育支援センター** 35日・**105日/年** (←35日/年)
- **スーパーバイザー** **101人** (←67人) 等

スクールソーシャルワーカー活用事業

令和8年度予算額 2,468百万円
(前年度予算額 2,428百万円)
事業開始年度：H20～(委託)、H21～(補助)

- ・児童の**福祉**に関する支援に従事(学教法施行規則)
- ・社会福祉士、精神保健福祉士等

- 基礎配置 全中学校区 (3時間/週)
- 重点配置 **11,000校** (+3時間/週)
 - いじめ・不登校対策 : 5,000校
 - 虐待対策 : 2,500校
 - 貧困対策 : 2,500校
 - ヤングケアラー支援 : 1,000校
- **教育支援センター** **63日/年** (←42日/年)
- **スーパーバイザー** **101人** (←67人) 等



<事業内容>

- 学校や教育支援センター等における、不登校やいじめをはじめとした児童生徒やその保護者等が抱える様々な課題の解決・改善に向けた支援を行う。
 - ・**スクールカウンセラー(SC)**は、児童生徒へのカウンセリングや情報収集・見立て(アセスメント)、教師・保護者への助言・援助(コンサルテーション)のみならず、例えば、自殺予防教育において、児童生徒の「相談する力」や「心の危機に気付く力」を育成するなど、課題の未然防止に資する取組を行う。
 - ・**スクールソーシャルワーカー(SSW)**は、児童生徒や保護者のニーズを把握し、状況に応じた目標や支援計画を立てるとともに、例えば、虐待や貧困、ヤングケアラー、交通事故を含む犯罪被害者支援など様々な関係機関が実施する施策の情報を集約し、関係機関との連携・調整等を行う。
- **スーパーバイザー**は、心理や福祉に関する高度な専門性や経験を有する者であり、SC・SSWの支援の質の向上のため指導・助言等を行うとともに、緊急時や災害時における心理・福祉に関する支援の中核を担う。
- **SNS等を活用した相談**や「24時間子供SOSダイヤル」の相談員を配置することにより、児童生徒の対面では相談しづらい様々な悩みを総合的に受け止めるとともに、緊急時における教育委員会と関係機関とが連携した迅速かつ適切な対応を図る。

いじめや不登校、虐待、貧困、ヤングケアラー支援など児童生徒を取り巻く様々な課題への**教育相談体制の充実**

実施主体	SC : 都道府県・指定都市 SSW : 都道府県・指定都市・中核市	配置先	小・中・高等学校 教育支援センター 等	費用負担	国 : 1/3 都道府県等 : 2/3	対象費用	報酬、期末手当、交通費 等
------	---------------------------------------	-----	------------------------	------	------------------------	------	---------------

<活用の工夫について> フルタイム等の任用も促し、児童生徒等が抱える課題の解決・改善に向けた効果的・効率的な支援を実施

- ・自治体の配置の工夫により学びの多様化学校、夜間中学への重点的な配置
- ・日常的な生徒指導等のため校内委員会への定期的な出席を通じた指導・助言
- ・離島・山間部など地域の実情に応じたオンラインを活用したケース会議やカウンセリングの実施
- ・教師とSC・SSWとの合同研修等による、連携・役割分担に関する共通理解の促進

(担当：初等中等教育局児童生徒課)

社会教育を推進するための指導者の資質向上等事業

令和8年度予算額
(前年度予算額)

64百万円
68百万円)



文部科学省

背景・課題

社会教育

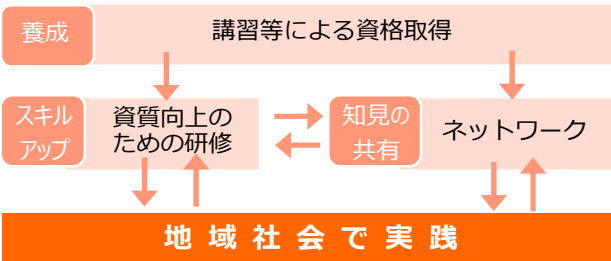
対話を通じた主体的な学び合い
学びを通じた他者とのつながりを通じ、
住民自治の基盤を耕し形成する営み

- 防災、福祉、産業振興など、広義のまちづくり・地域づくりに関する**多様な行政分野での地域コミュニティ政策の拡大**
→ **社会教育の裾野の拡大**
- 地域の**つながりの希薄化、担い手不足**
→ **社会教育による人づくりの必要性**

多様な分野で社会教育の知見を生かすことができる
社会教育人材を中核とした社会教育の推進

事業内容

- ◆ 社会教育法・図書館法の規定に基づき、**社会教育主事に必要な知識・技能**を身に付けるための**講習**を行うとともに、**社会教育主事・司書・公民館施設職員・社会教育士等への資質向上研修**を実施。
講習の実施に当たっては、受講機会等を確保するため、ICT技術を活用した講習や、障害を有する方などが安心して受講できる環境を提供。
- ◆ 各分野で活動する社会教育人材が、個々の活動の幅を広げ質を高めていくため、**社会教育人材同士のつながりづくりを促進**するとともに、その**ネットワークを活用した地域課題解決を推進**。



アウトプット（活動目標）

- ・社会教育主事講習修了者等の安定した輩出
- ・資質向上のための研修の充実

アウトカム（成果目標）

- ・社会教育主事の着実な配置と社会教育士の養成
- ・多様な主体による地域の学習機会の充実
- ・現代的課題を捉えた専門人材の育成

インパクト（国民・社会への影響）

- ・人づくり・つながりづくり・地域づくりの推進による住民一人一人の暮らしの向上、地域課題解決による地域の活性化

(担当：総合教育政策局地域学習推進課)

◆ R6.6 中央教育審議会総会
地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と
推進方策について（諮問）

<審議事項>

- ① **社会教育人材を中核とした社会教育の推進方策**
- ② 社会教育活動の推進方策
- ③ 国・地方公共団体における社会教育の推進体制等の在り方

審議事項1に関する意見の整理（令和7年3月）

- ✓ 今後の社会教育行政は、これまで以上に**社会教育人材の育成・活躍促進**についても重要な柱として捉え直していくことが必要
- ✓ **社会教育人材をネットワーク化**し、点として増えつつある社会教育士の活動の好事例を、線、面として地域の教育力の発揮に発展させていくことが必要

地方創生2.0基本構想（令和7年6月13日閣議決定）（抜粋）

6.政策パッケージ（1）安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生

③地域に愛着を持ち、地域で活躍する人材の育成 ii. 地方を担う人材の育成

また、地域コミュニティの基盤強化を図るため、社会教育人材を養成する講習等について抜本的改革を行い、各分野の専門性を様々な場面に活かすことができる人材を各地域に創出するとともに、社会教育人材のネットワークの構築・活性化を図る。

社会教育人材（社会教育主事、社会教育士、新任図書館長、司書、公民館職員等）の養成・研修

	研修・講習名	詳細	件数・単価	対象
1	社会教育主事講習	社会教育主事の資格を付与する講習を大学等に委嘱して実施。	(委託実施分13箇所) @約230万円 等	社会教育主事等の資格を取得しようとする教育委員会の職員、教職員等
2	社会教育人材等専門研修	オンデマンドも活用し、社会教育人材の資質向上を図るための研修を実施。研修を通じて様々な地域課題の解決を図る	各種研修により異なる	社会教育主事、社会教育士、図書館長・司書、公民館職員等

社会教育人材の活躍促進を図るための支援等（社会教育の裾野の拡大）

	件名	目的	内容
1	社会教育人材の活躍促進のための支援等	社会教育人材の更なる活躍促進に向けて、実践事例の横展開等を図るため、表彰やフォーラムの実施、情報提供等を実施。	優良公民館表彰・社会教育功労者表彰・フォーラムの実施、Webサイト等を活用した普及・啓発、情報提供等

地域における家庭教育支援基盤構築事業

【補助率】

国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

令和8年度予算額
(前年度予算額)

68百万円
68百万円



文部科学省

背景・課題

- 子ども家庭庁が設置され、子供の学びや育ちを家庭を含めた社会全体で支援することが求められる。
- 約7割の保護者が子育てに悩みや不安を抱えている
- 地域において子育ての悩みを相談できる人は約3割
- 不登校の増加(約42万人)、家庭の孤立化による児童虐待(約22万件)のリスク増

- ①身近な地域において、保護者の悩み・不安を解消できる家庭教育支援チームを構築する必要がある。
- ②家庭教育支援チームにおいて、3～4割がアウトリーチ型支援を実施しているが、人材・予算の確保が課題となっている。

事業内容

- 事業開始：平成27年度～

①地域の実情に応じた家庭教育支援の促進（継続） [59百万円]

地域において人材の発掘・リーダーの養成等により家庭教育支援チームを組織化し、保護者への学習機会や情報の提供 等を実施。

→ R8目標：1,000チーム

②個別の支援が必要な家庭への対応強化（継続）

①に加えて、特に個別の支援が必要な家庭に対し、地域から孤立しないよう、

専門人材も活用し、個々の状況に寄り添いながら、

- 相談対応や情報提供を実施。[8百万円]

- 地域人材の資質向上のための研修の実施。[1百万円]

→ R8目標：100チーム

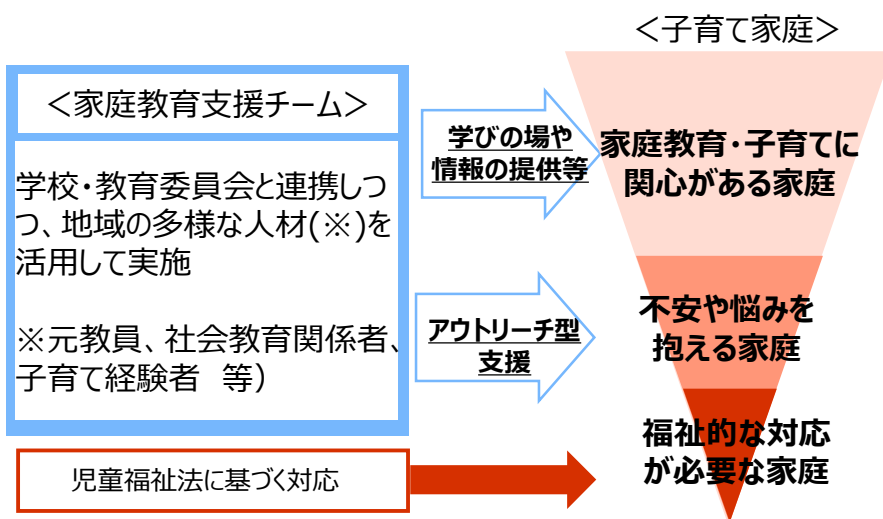
骨太の方針2025（令和7年6月13日閣議決定）

2. 主要分野ごとの重要課題と取組方針

(2) 少子化対策及び子ども・若者政策の推進

(若者支援及び困難に直面するこどもの支援を始めとするこども大綱の推進)

こどもを取り巻く深刻な状況を踏まえ、教育と福祉の連携により、いじめ・不登校や悩み直面するこどもや保護者への支援、こども・若者の自殺対策強化に推進する。



アウトプット（活動目標）

- ・ 家庭教育支援チームを1000チーム設置。
- ・ チームの半数がアウトリーチ型支援を実施。

アウトカム（成果目標）

保護者の不安や課題等への早期対応が可能になり、身近な地域に家庭教育の悩みを相談できる人がいる保護者の割合が改善する。(R6:35.6%)

インパクト（国民・社会への影響）

- ・ 家庭・学校・地域の連携・協力の下、社会全体で子供たちの教育を支える環境を構築。
- ・ 保護者の子育て環境により子供たちが家庭で受ける教育について左右されることがなくなり、不登校・児童虐待の減少、少子化の改善へ。

公正採用選考等推進費

令和8年度当初予算額1.4億円（1.4億円） ※（）内は前年度当初予算額

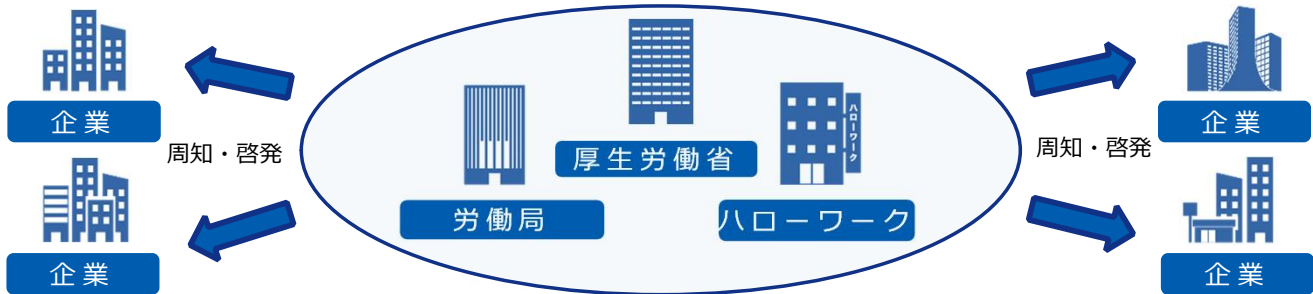
労働特会		子子特会		一般 会計
労災	雇用	徴収	育休	
				○

1 事業の目的

- 平成12年「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定、平成14年に同法に基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定。
- 基本計画の中で、人権課題として、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題等が掲げられ、これら課題を踏まえた人権教育・啓発活動の一環として、厚生労働省において「雇用主に対して就職の機会均等を確保するための公正な採用選考システムの確立が図られるよう指導・啓発を行う」とされている。
- 公正な採用選考の基本的な考え方として、応募者の基本的人権を尊重し、応募者に広く門戸を開き、応募者の適性・能力に基づいた採用基準により行うことが重要。
- 基本計画及び公正な採用選考の基本的考え方を踏まえ、雇用主に対して周知・啓発を行うことにより、公正な採用選考システムの確立を図る。

2 事業の概要・スキーム

- 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワークを通じた雇用主に対する周知・啓発を実施。
 - ・ 一定規模以上の事業所の人事責任者を公正採用選考人権啓発推進員に選任し、推進研修を通じて公正な採用選考への理解を促進
 - ・ 経済団体の役員等を対象に、公正採用人権啓発協力員を委嘱し、傘下団体に対する啓発を推進
 - ・ 採用選考に強い影響力を持つ企業トップクラスに対する研修を実施
 - ・ 経済・業種別団体に対し、職業安定局長から文書による要請
 - ・ 各種啓発用資料（公正な採用選考の考え方を詳しく記したパンフレット、自主点検資料、カレンダー等）等を作成し、各企業に配布
 - ・ インターネット等や新聞広告掲載等による周知



3 実施主体等

【実施主体】

- ・ 国
- ・ 一部広告会社、新聞社

【事業実績】

- ・ 公正採用選考人権啓発推進員設置事業所数（80人以上の事業所※4年度のみ100人以上）
 - 4年度：68,392事業所
 - 5年度：83,230事業所
 - 6年度：82,711事業所

- ・ 公正採用選考人権啓発推進員研修及び企業トップクラス研修開催数
 - 4年度：876回
 - 5年度：855回
 - 6年度：860回

令和8年度予算額 33億円（31億円） ※（）内は前年度当初予算額

労働特会			子子特会	一般 会計
労災	雇用	徴収	育休	
約49/100	約49/100			約2/100

1 事業の目的

近年、労働組合組織率の低下、企業の人事労務管理の個別化、長期安定雇用の縮小などに伴い、解雇や労働条件の引き下げ、いじめ・嫌がらせなどをめぐる個々の労働者と事業主との間の紛争が増加している。民事上の個別労働紛争の解決は、最終的には司法機関の役割であるが、司法機関の利用には労使ともに時間的、経済的負担が伴う。

そのため、司法機関との役割分担の下で、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律に基づき、行政として信頼できる簡易・迅速な紛争解決機能を無料で提供し、当該紛争の未然防止と自主的解決を促進することを目的として事業を行っている。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- ◆ 実施主体：国（都道府県労働局）
- ◆ 負担割合：国10/10
- ◆ 事業実績(令和6年度)：総合労働相談件数 1,201,881件
助言・指導申出件数 8,664件
あっせん申請件数 3,867件

都道府県労働局（＝実施主体）

【個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第3条】
総合労働相談コーナー 都道府県労働局及び労働基準監督署等に設置 | 全国379か所

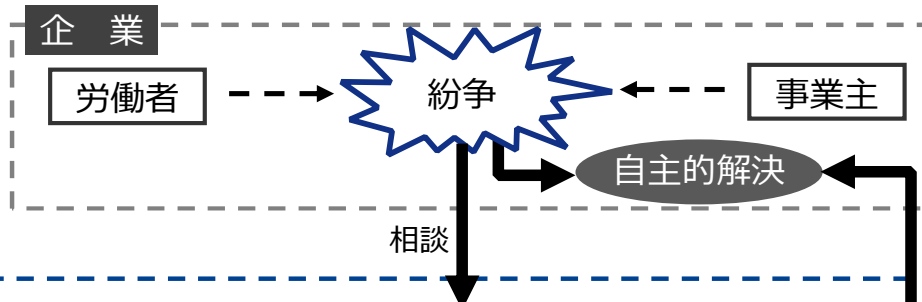
- 労働関係の法令、裁判例、各種制度等に関する問い合わせ
- 法施行事務（監督権限の行使、行政指導の実施等）に関する相談
- 個別労働関係紛争の解決方法等に関する相談

【個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第4条】
労働局長による助言・指導

- ・ 話合いの促進
- ・ 解決の方向性を示唆

【個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第5条】
紛争調整委員会によるあっせん

- ・ あっせん委員（弁護士等）による紛争当事者の合意形成



- 都道府県（労政主管事務所、労働委員会等）
- 裁判所
- 法テラス
- 民間ADR等

情報提供
連携

取次ぎ

労働基準監督署
公共職業安定所
雇用環境・均等部(室)
関係法令に基づく
行政指導等

相談者からの
申請

寄り添い型相談支援事業(よりそいホットライン)について

令和8年度当初予算 7.5億円(一般会計)
55億円の内数(復興特会)

1. 概要

(1) 電話相談

一般的な生活上の悩みをはじめ、生活困窮者、DV被害者など社会的な繋がりが希薄な方々の相談先として、24時間365日無料の電話相談窓口を設置して、電話相談を行う。

(2) 直接支援・継続支援

直接的・継続的な支援として、①折り返しの電話、②直接面談、③他の相談機関への同行などを実施する。

(3) 実施団体

令和7年度は、公募により選定された一般社団法人社会的包摂サポートセンターが実施。
当該法人が「中央センター」を設置するとともに、各地域で活動している団体の協力を得て「地域センター」を設置。

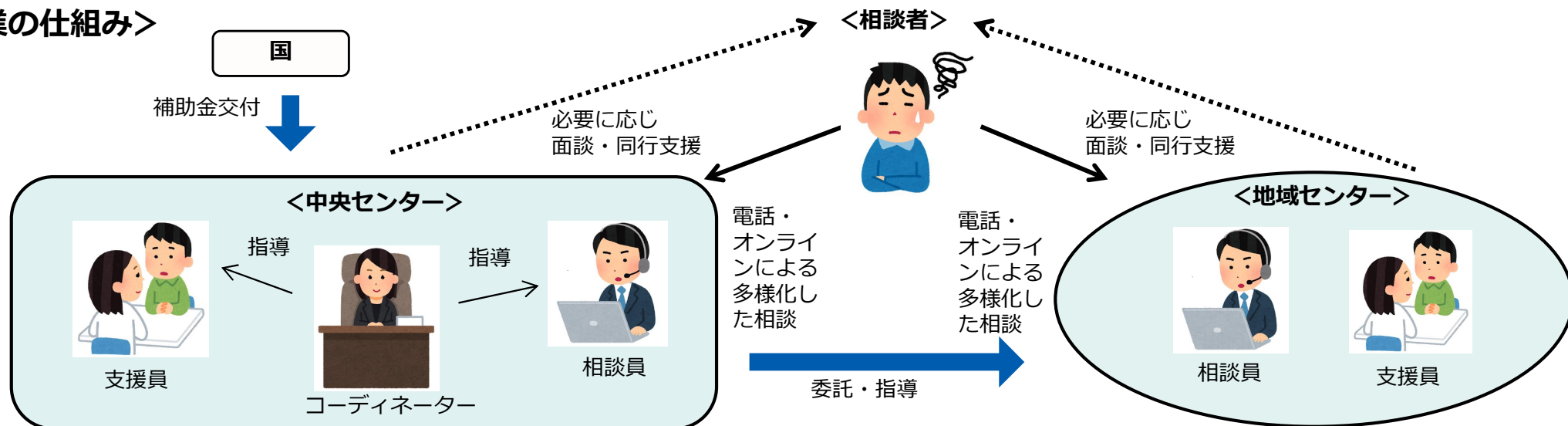
(参考)
令和6年度相談件数
約15.8万件



2. 体制

全国ライン(0120-279-338)と被災地ライン(福島県対象)(0120-279-226)の2つのダイヤルを設置し、それぞれに生活全般の相談を受ける「一般ライン」と、外国語による相談「外国語ライン」、DV・性暴力の相談「女性支援ライン」などの専門ラインを設置している。

<事業の仕組み>



令和8年度当初予算額 20百万円 (10百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

労働特会		子会特会	一般
労災	雇用	徴収	育休
	○		
			会計

1 事業の目的

性的指向及びジェンダーアイデンティティに関する社会的な関心が高まっており、企業においても、こうした多様性を積極的に受容し、性的マイノリティ当事者を含め、誰もが働きやすい職場環境を実現していくことが重要な課題となっている。

このような状況を踏まえ、令和7年度に検討を行った周知広報方針に基づき、過去年度事業で作成した周知啓発資料等を用いて周知啓発を行うことによって、性的マイノリティ当事者を含め、多様な人材が働きやすい職場環境整備を推進する。

2 事業の概要・スキーム

① 事業運営委員会の開催



効果的な周知広報の実施に係る内容等を検討するため、有識者による事業運営委員会を開催する。

② 周知広報の実施

令和7年度に検討を行った周知広報方針や事業運営委員会での検討結果を踏まえ、**能動的な情報収集を行っていない対象者に対してリーチするような施策を含め、様々な方法で周知啓発を行う。**



周知啓発資料の増刷



インターネット広告



事業主・団体等向けの研修等

事業実績

本事業に関する厚労省HPへのアクセス件数
30,686件 (令和6年度)

※実施主体 委託事業 (民間団体)